

議 案 名	富士見市子ども未来応援基金条例の制定について
制 定 趣 旨	全ての子どもが、その生まれ育った環境によって、現在及び将来を左右されることなく、夢や希望を持って等しく健やかに成長できるまちづくりを推進するための事業を実施することを目的として、富士見市子ども未来応援基金を設置するものです。
制 定 内 容	子ども未来応援基金について、次の内容を規定するものです。 (1)設置 基金の設置目的を定めます。 (2)積立て 基金として積み立てる額について定めます。 (3)管理 基金に属する現金の管理について定めます。 (4)運用益金の処理 基金の運用から生ずる収益の処理について定めます。 (5)処分 基金の処分について定めます。 (6)委任 条例に定めるものを除いた部分の委任について定めます。
施 行 日	令和6年4月1日

富士見市子ども未来応援基金条例

(設置)

第1条 全ての子どもが、その生まれ育った環境によって、現在及び将来を左右されることなく、夢や希望を持って等しく健やかに成長できるまちづくりを推進するための事業を実施することを目的として、富士見市子ども未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された額を含めて一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。